

# 美容医療の倫理

京都生命倫理研究会@京都女子大学

2024年9月7日(土)

児玉聡 (京都大学大学院文学研究科)

## 目次

- ・ 目的：これまで生命倫理においては比較的マージナルな領域だった美容医療の問題について、先行研究を参照して論点整理を行う
  1. なぜ今、美容医療の倫理なのか
  2. 概念的問題：定義、エンハンスメントか
  3. 制度的問題：自由診療、法人制度の問題、歴史的問題
  4. 倫理的議論：擁護論と反対論それぞれ二つの検討
- ・ まとめ

## 1. なぜ今(ごろ?)、 美容医療の倫理なのか

### なぜ今、美容医療の倫理なのか

- ・ 2000年前後から非外科的手技(プチ整形)の登場で、美容術(メイク)と外科的な整形手術とが連続的になりハードルが下がってきた
- ・ 健康増進、アンチエイジング、予防医療との関係 (川添2013、32頁)
- ・ 施術件数の増加(「美容整形大国」川添2013: 24, 谷本2018:7)、それに伴う消費者相談件数の増加 (厚労省2024、クロ現2024)
- ・ ⇒英国Nuffield Council on Bioethics (NCB 2017)、厚労省検討会2024などで制度的問題や倫理的問題が検討されるように

クロ現2024

ワウズアップ現代 放送記録 キーワード一覧 放送予定 見逃し配信 放送記録を探す

2024年5月29日(水)

### 美容クリニック 相次ぐトラブル

## 追跡“自由診療ビジネス”の間 相次ぐ美容・健康トラブルの深層

健康や美容への関心が高まる中、公的な医療保険が適用できない美容クリニックが急増。一方でトラブルが相次ぎ死亡事故も起る。中でも設立できる「一般社団法人」のクリニックが増え、目当てで医師の「名義貸し」まで横行し、専門外の医らから。私たちの健康や医療の安全を脅かしかねない。

出演者  
吉村 健佑さん (千葉大学病院次世代医療構想センター長)  
桑子 真帆 (キャスター)

美容医療についての相談件数

https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4908/

# 美容医療の適切な実施に関する検討会

厚労省2024：資料1

## 本検討会の設立の趣旨

### 美容医療の現状と課題

- 美容医療については、近年、施術の幅が広がると共に心理的ハードルも低くなり、比較的侵襲性の低い施術を中心に、広く国民の需要が高まってきていると考えられる。これに伴って美容医療を提供する医師・医療機関も増加している一方で、美容医療の利用件数の増加に伴い、利用者による相談件数や、危害事例も増加している。
- 他方、美容医療については、保険適用されない自由診療として提供されることから、指導・監査等の範囲が保険診療と比較して限定的である。
- また、標準化されていない多様な診療行為に対して医事関係法令の適用関係が明確でないことや、違法行為を確認する手段が少なくその効果的な指導が行いにくいという指摘があったり、消費者トラブルに発展した場合に医療機関が消費者保護法制を正しく理解できていないことから、不適切な広告表示や消費者被害が発生してしまう事例が見受けられる。

### 本検討会の目的

- こうした状況を踏まえ、美容医療に関する被害を防止し、質の高い医療の提供を行うために、どのようなことが考えられるか、検討を実施する。

2

厚労省2024：資料1

## 美容医療の施術数①

○ 施術数は2020年に減少するも、2022年にかけて増加。特に非外科的技法による施術数の増加がみられる。

### 美容医療の施術数の推移

| 年度    | 外科的技法 (万回) | 非外科的技法 (万回) | 合計 (万回) |
|-------|------------|-------------|---------|
| 2019年 | 19.0       | 104.0       | 123.0   |
| 2020年 | 38.8       | 47.3        | 86.1    |
| 2021年 | 28.0       | 174.9       | 202.8   |
| 2022年 | 85.8       | 287.4       | 373.2   |

出典：美容医療実態調査

※外科的技法：「顔面、頭部」（眉毛挙上、耳介形成等）、「乳房」（乳房異物除去、乳房挙上等）、「股幹、四肢の形成外科」（腹壁形成、ヒップリフト等）  
※非外科的技法：「注入剤」（ボツリヌス毒素、ヒアルロン酸等）、「顔面若返り」（ケミカルピール、光若返り等）、「その他」（脱毛、硬化療法等）

2023年のデータはJSAPSのサイトにある。2020年のデータでは女性が85%を占める

川添2013

十分だという指摘もある。  
「病氣」か「健康」かの判別は絶対的なものではない。そしてこの「病氣」とみなされない分野、つまり美容整形やアンチエイジング全般、予防医療などが近年、高齢化、健康志向、技術進歩を背景に活気づいてきた。医療経営からすると、自由診療は独自に治療費を決定できるのである。他方、わたしたちも、いつまでも健康で若々しくいたいと願っている。このような観点に立てば、美容整形とは、医療や社会の今日的な問題を早くから極端な形であらわしてきた分野ではないかという見方もできる。美容整形の展開と合わせて第3章で検討する。  
ところで包茎手術まで視野に入れば、美容整形患者の男女比は変わってくるはずだ。処女喪失や豊胸が美容の問題とされてきたのに対して、包茎の手術はもっぱら機能の面から語られてきた。「身体醜形恐怖症」は男性に多いという指摘もある。これらの知見に、「男は外見を気にしない」といった思い込みが滑り込んでいた可能性は全くないのだろうか。本書では男性のデータが少ないので、男性の整形の全体像や性差そのものに踏み込むことはできないが、「美容整形＝美し女性」ではなく、「美容整形＝身体人類」という視座で分析をおこなっていききたい。  
既に美容整形の情報は溢れ返っている。インターネットを使えば、いつでも、クリニックの選び方や事前の心構え、個別クリニックの部分的なデータなどを入手できる。しかし患者に関して国内でまとめられた全国的な統計はなく、文化や社会の面からの研究も少ない。美容整形で望まれる顔立ちや体は、常にその時代の価値観や身体イメージを反映してきたし、社会の価値観に合致しているからこそ浸透してきたのだ。美容整形について研究することは、実際に施術を受けた人たちの経験

32

(NCB 2017)

REPORT

22 Jun 17

## Cosmetic procedures: ethical issues

There has been increasing demand for invasive cosmetic procedures in the UK, prompting questions about potential risks to users and the lack of regulation and professional standards in this area.

Read report → Downloads ↓

### Appearance and appearance ideals

The use of cosmetic procedures is one of the many ways in which people can change and manage the appearance they present to others. Throughout the ages and across the world, people have been interested in their bodily appearance and in modifying how they look. However, there are increasing concerns about:

- the degree of anxiety about the perceived gap between personal appearance and popular appearance ideals ('appearance anxiety'); and
- the potentially discriminatory nature of some of those ideals.

Rising levels of dissatisfaction and anxiety about appearance have been associated with a variety of factors, including:

- the rapid growth in the use of social media;
- increased rating of images of the self and the body, for example through social media 'likes', and through self-monitoring apps and games;

the popularity of celebrity culture, airbrushed images, and makeover shows; and

social and economic trends such as people living longer and retiring later, while having to compete in cultures that value youth and youthful appearance.

Advertising and marketing widely reinforce the belief that beauty is correlated with happiness and success. Women and girls, in particular, are constantly bombarded with the message that they have a duty to look young and attractive.

These concerns arise alongside scientific advances that increasingly allow for parts of the body to be substituted or modified, including through the use of invasive cosmetic procedures. As well as the social factors mentioned above, economic drivers include increasing affordability of cosmetic procedures, and the commercially driven nature of the industry itself.

## なぜ今、美容医療の倫理なのか

- ・ 逆になぜ今まで注目されてこなかったのか(「フェミニスト哲学を除き、哲学内で「美の実践」はないがしろにされてきたと言っても過言ではない」)(飯塚2021)
- ・ 美容と医療の境界にあるタブー化された領域(川添2013:105, 155)
- ・ 日本は歴史的に美容整形は開業医の領域で大学病院でやるものではなかった(川添2013)
  - ・ 1998年、東大で国立大学病院初の美容外科創設(川添2013, 谷本2018:81)
- ・ 社会学でも文献が少なかったことが指摘されている(谷本2019(2008初版)) (谷本は社会学、川添は医療人類学)

境界性

美容整形は医療と美容(化粧品)の両方に属する境界的な実践である。これは、どちらにも完全に属していない境界上にあるという意味でもある。このように、どちらにも属さない境界は危険な領域とみなされて、タブー(禁忌)化される傾向がある。さらに日本では、医療者側の組織的対立がある。美容整形は、人々が最も信頼を置く大学病院で長い間おこなわれてこなかった。そのため、広告の氾濫だけを目的とする人々にとっては美容整形はことさら金儲け主義やうさん臭いものとなってきたのだろう。

このように、美容整形は誕生したときから境界性を帯びていたのだが、医療改革以前の日本では、他の診療科目でも市場の論理が導入されるようになった。アンチエイジングや予防医学は、健康不安を煽る社会と相互作用的な関係にあるという見方もできる。そうし、観点に立てば、医療全体が「不安産業」の一翼を担いつつあるといえる。美容整形の境界性は、医療改革以降の医療の方向性を先取りしたものである。

しているとはいえ、欺瞞やインチキ、ありのままの身体を傷つけるといった意味も纏っていて、失敗例は常にスクリーンに伝えられる。さらに医療と美容、医療と市場という異なる二つの領域にまたがっている点で、境界的な立場にある。世界的に見ても、美容整形の非日常性、非正当性、どちらにも属さない境界性は、タブー化されやすい。これらに加えて日本では、人々から信頼を置かれていた大学病院が長い間、美容整形と距離を置いてきた。どこかさん臭さも漂わせる週刊誌の広告のおかげで美容整形の知名度は高まったが、市場ベースの宣伝だけが広まっていた結果、日本の美容整形はますますうさん臭く、非正当な医療という印象を濃くしてきた。それは「普通じゃない」という極に近い。

韓国も日本同様、形成外科医と美容整形の関係では懸念構造が徹底しているわけではない。だが従来から大学病院の形成外科では美容整形が実践されてきたし、組織的な対立も日本ほどあからさまではない。またウリ関係での秘密の保ちにくさ、タレントの美容整形公表、近年の官民あげてのメディアカルツリズムの推進などで、美容整形への忌避感急速に減少したと考えられる。

4 グローバル化と(金)普通

メディアの世界では、白人美がグローバル・スタンダードになっていて、美容整形もこの白人美に依拠している。したがって、美容整形の実践は白人美のグローバル化の促進につながる。しかし

川添2013 155

## 2. 概念的問

### 概念的問1：美容医療の定義

みんな結構違った意味で使っているので整理が必要

- ・身体加工(川添2013:76、谷本2019:1, 35)：散髪、洗顔、ピアス、エステなどを含むより一般的な概念(≒美容実践(飯塚2022))
- ・美容整形：川添、谷本など明示的に定義していないが、身体加工のうち、医療が関わるもの。非外科的なもの(プチ整形)を含む。≒厚労省の「美容医療」
- ・美容外科：診療科として標榜できる(≒美容整形)(川添2013:100)
- ・美容医療：厚労省2024の用語：美容目的で行われている医療行為全般。治療目的での医療行為と、美容目的で行われる非医療行為(エステなど)と対比される。外科的手技、非外科的手技(非/低侵襲施術)、内科的療法が含まれる。
- ・プチ整形：「メスを使わない手術」、2001年ごろにメディアに登場(谷本2019:10,96、佐藤2021：25-6)、整形手術と区別される「低侵襲処置」(飯塚2022:126)。谷本2018はこの意味で「美容医療」を使っている(171)。

#### 厚労省2024：資料3

##### ① 本検討会のスコープ「美容医療」について

○ 近年、様々なサービスが登場してきていることを踏まえ、本検討会において構成員が議論を行う上では、広く社会通念上美容を目的として行われる医療行為を、いわゆる「美容医療」として議論することとしてはどうか。

| 施術<br>目的 | 医行為   |  |  | (非医行為)  |
|----------|---|--|--|---|
|          | 外科的手技   | 非外科的手技<br>皮膚・脂肪への非/低侵襲施術   | 内服薬他、内科的療法   |   |
| 美容目的     | 眼瞼形成(埋没法、切開法等)<br>乳房増大<br>脂肪吸引<br>フェイスリフト<br>顔面輪郭形成 等               | ケミカルピール<br>シワ・たるみ治療(レーザー等)<br>ボトックス注射<br>HIFU アートメイク<br>いわゆる医療脱毛 等<br>PRPによる再生医療 等 | GLP-1ダイエット<br>(医療ダイエット)<br>AGA薬処方<br>ビタミン剤処方<br>まつ毛育毛剤処方 等 | リラクゼーション<br>(オイルトリートメント等)<br>脱毛(非医療行為のもの)<br>フェイシャルエステ<br>毛穴吸引・毛穴洗浄 等 |
| その他      | 保険診療となる医行為<br>疾病や傷病の治療を目的とするものうち、治療と疾病の関係が明らかで、治療の有効性・安全性等が確立しているもの |  |  | タトゥー  |

本検討会において取扱う範囲

3ページをお願いいたします。

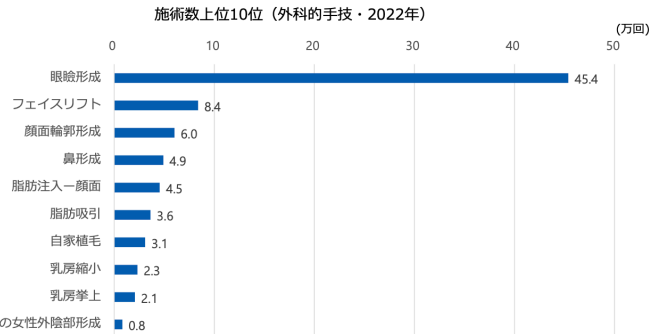
まず美容医療と一口に申し上げたときに、様々な行為が含まれるものと承知しておりますけれども、例えば同じ行為・同じ手技であっても、保険適用になってくるような、疾病の治療として行われているものもあります。ですので、左側でございますけれども、まずは治療が美容目的で行われているもの、あるいはそれ以外のものに分けまして、美容目的で行われているものを本検討会の検討範囲としてはどうかという御提案でございます。

さらに、いわゆる美容という概念の中には、いわゆる医療行為以外の非医療行為というもの、リラクゼーション的なものもございますとか、エステサロン等で行われているもの、また、同じ脱毛でもレーザーで行われているものもあれば、光脱毛のような形で非医療行為として行われているものもございますので、今回はその中でも医療行為として行われているもの、すなわちこの図のピンク色で塗っている部分を主に議論することとしてはどうかということを御提案するものでございます。

厚労省2024第一回議事録:15

美容医療の施術内容の内訳（外科的手技による施術）

○ 外科的手技による美容医療の施術内容では、「眼瞼形成」が最も多く、次いで「フェイスリフト」が多い。

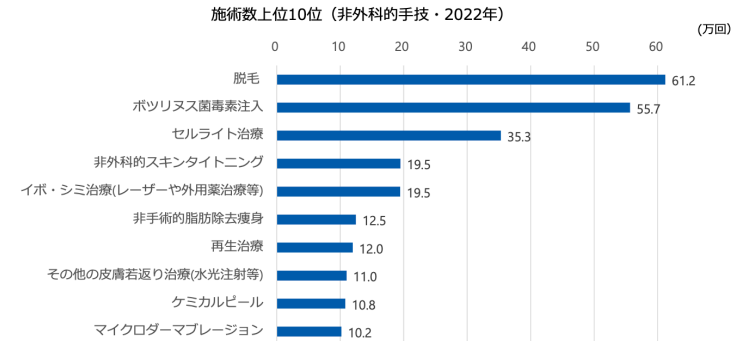


※外科的手技  
 ・ 顔面、顔部：眉毛挙上、耳介形成、眼瞼形成、フェイスリフト、顔面輪郭形成（注入剤を除く）、脂肪注入-顔面、ネックリフト、自家植毛、鼻形成等  
 ・ 乳房：乳房増大（生理食塩水バッグ、脂肪注入、注入剤）、乳房異物除去、乳房縮小、乳房挙上、乳頭乳輪形成、女性化乳房等  
 ・ 髪・四肢の形成外科：髪形成、臀部増大（インプラント、脂肪移植）、ヒップリフト、脂肪吸引、下半身リフト、腋臭症手術、包茎手術、小陰唇縮小等

出典：美容医療実態調査 8

美容医療の施術内容の内訳（非外科的手技による施術）

○ 非外科的手技による美容医療の施術内容では、「脱毛」「ボツリヌス菌毒素注入」が多い。



※非外科的手技  
 ・ 注入剤：ボツリヌス菌毒素、腋臭症に対する非外科的治療、腋窩多汗症に対する非外科的治療、レディエッセ、ヒアルロン酸、コラーゲン、ポリ乳酸等  
 ・ 顔面若返り：ケミカルピール、レーザーアブレーション、フラクショナルレーザーによる皮膚再生、ダーマブレーション、光若返り、イボ・シミ治療等  
 ・ その他：セルライト治療、脱毛、非手術的脂肪除去(痩身)、刺青除去、下肢静脈治療、硬化療法、再生医療等

出典：美容医療実態調査 9

N.B. 注射などもあるので侵襲性がないわけではない

What counts as a 'cosmetic procedure'?

It is very hard to draw clear and consistent dividing lines between 'cosmetic' procedures, routine beauty practices, and some medical procedures. Sometimes the same procedure can be either 'cosmetic' or 'medical': for example a woman may have a breast reduction to reduce back pain, or for appearance-related reasons (or both).

This report uses 'cosmetic procedures' as an umbrella term to cover invasive, non-reconstructive procedures that:  
 • aim to change a person's appearance primarily for aesthetic, rather than functional, reasons;  
 • are carried out by third parties in a medical environment, or in an environment that 'feels' medical (such as a medi-spa); and  
 • are not ordinarily publicly funded through public health systems such as the NHS.

Such procedures include cosmetic surgery and dentistry, as well as non-surgical interventions.

Cosmetic procedures

Surgical procedures include

- Eyelid surgery
- Cheek and chin reshaping
- Facelift
- Ear reshaping or repositioning
- Nose reshaping (rhinoplasty)
- Breast enlargement, reduction and uplift
- "Tummy tuck" (abdominoplasty)
- Buttock implants
- Genital cosmetic surgeries
- Liposuction and lipomodelling (transferring fat from one area of the body to another)

Non-surgical procedures include

- Dermal fillers (to fill-out wrinkles and skin creases and to plump lips)
- Laser or Intense Pulsed Light (IPL) hair removal
- Invasive skin-lightening procedures
- Botulinum toxins ('botox')
- Chemical skin peels
- Microneedling (puncturing the skin to promote a wound-healing response and treat skin damage)
- Hair restoration and transplant
- Cosmetic dental procedures, including teeth whitening

定義の問題 (NCB 2017:18-21)

美容医療(cosmetic procedure)は、日常的な美容(beauty practice)や医療(治療)の区別は難しい  
 美容と医療(治療)の両方が目的の場合もある(例：乳房縮小)

報告書では美容医療(cosmetic procedures)を

「侵襲的で非再建的な手技であり、主に美的な理由で外見を変える・医療的環境ないし疑似医療的環境(medi-spaなど)で実施され・NHSのような保健制度によって公的に補助されていないもの」

としている(上記は大雑把な訳)

そのような手技には美容外科手術、歯科、非外科的介入が含まれる

NCB 2017では定義の問題がしっかり議論されている。だいたい厚労省2024の美容医療と同じだが、歯科が明示的に入っており、また内科的な療法は含まれていない。なお、JSAPSの美容医療実態調査では歯科は含まれておらず、またproceduresは「手技」と訳されている

概念的問題2：美容医療はエンハンスメントか

- ・ 「美容エンハンスメント」として化粧を含めた身体加工一般を理解(飯塚2021、2022)
- ・ 身体機能としては問題ないところに介入するという意味ではエンハンスメント的介入
- ・ だが、「コンプレックスの解消」を目的としているという意味では、治療(川添2013:95-6、谷本2019: 15)
- ・ 「美容外科は創設当時から、機能的には何の支障がなくても、それが精神的負担をもたらすものであるならば、美的に形成して負担の除去、軽減をはかるという美容を目的とした医療です。」(日本美容外科医師会HP。川添2013より)
- ・ 「普通」・人並みを求める傾向(川添2013: 124ff)(cf 低身長の方が平均を目指す)
- ・ 児玉：(1)美容医療を(通常以上を目指しているという意味)すべて「エンハンスメント」と考えるべきか、(2)バイオテクノロジーを必ずしも用いない身体加工全般を「エンハンスメント」と捉えるべきか、いずれももう少し丁寧な概念整理が必要ではないか

# 美容医療はエンハンスメントか

## 飯塚2022「美容実践と幸福」

- ・美的エンハンスメントには、美容整形のみを含む佐藤(2021)と異なり、化粧やまつげエクステなどを含む美容実践全体を含むものと見做す
- ・「私はこうした切り分け(佐藤の限定)によって、身体改造の実践が、整形手術のずっと前の時点から始まっている事実が見えにくくなるのではないかと感じる。鼻を変えたいと思う人はプロテーゼ(シリコン)や自分の軟骨を移植して鼻を高くする前にコントゥアリングメイク(ハイライトパウダーやシェーディングを用いて顔に陰影を作り、平面的な印象を与える顔を、より立体的に見えるようにするメイク技術)で鼻を加工しているだろうし、二重まぶたになりたい人は切開法や埋没法で二重を作る前に、テープやのりで二重を作っているだろう。」(飯塚2022:125)

# 美容医療はエンハンスメントか

## 飯塚2022「美容実践と幸福」

- ・「実際に日本で行われている美容医療実践に注目すると、整形とその他の美容実践の線引きはますます困難となる。美容医療には主に整形手術(cosmetic surgery)と低侵襲処置(minimally invasive procedures)があるが、日本で行われている美容医療実践の大部分はいわゆるプチ整形と呼ばれる低侵襲処置であるという特徴が指摘されている。(……)実際の美容医療の実践は他の美容実践と侵襲性・不可逆性において明確な差異を見出せない。」(飯塚2022:126)
- ・(児玉)飯塚の連続性の指摘は重要。しかし、佐藤がエンハンスメントはバイオテクノロジーを用いるものであり、筋力トレーニングなどはエンハンスメントには入れないことを最初に断っているように(2021:16)、医学的(手術だけでなく薬も含む)な手段によるエンハンスメントを切り離して考えるべきではないか(医療として行うことにしばしば特別な問題があるため)。なお、飯塚は佐藤がプチ整形を美容整形に含めていないように述べているが(飯塚2022:126-127)、佐藤(2021:25-26)はプチ整形も整形に含めているように読める。

# コンプレックスと美容医療

- ・「きれいになりたい!」という願いは、女性なら誰でも持っているもの。「顔じゃないよ、心だよ」人はいつでも言うけれど、やっぱり外見は大切だ。きれいになったら、コンプレックスを治したら、明日から違う人生が待っているかもしれない!!
- この番組は、そんな悩める相談者のために、人生の達人たちと、女性を美しくすることなら誰にも負けない日本最高の技術を持ったアーティストたちが、その総力を挙げて、悩める女性たちを応援し、「愛と勇気」を与える……。」

(ビューティーコロシウムHPより2007年ごろ、谷本2019:16)

「コンプレックス」概念の導入

問題は、美容整形が生物医学の実践として正当性を持ちうるかどうかである。形成外科は、美容整形正当化の根拠を、心理学者アルフレッド・アドラー(一八七〇—一九三七)が提唱した「劣等コンプレックス(inferiority complex)」概念に求める。

アドラーの「劣等コンプレックス(以下、コンプレックスと略記)」理論は、人間は、コンプレックスを補償しようとする力がはたらくことで成長するものである。そこではコンプレックスの存在が前提となっていたが、それは一般の人々には「解消すべきもの」として浸透していった。コンプレックスがあると積極的に自己宣伝や売り込みができず、経済状態の悪化や精神的安定をもちたらずという考えである。一九二〇年代から三〇年代にかけて、外見の良し悪しが、社会面や経済面での成功だけでなく、精神の安定にとっても大事だと思われる人が多くなっていった。その結果、手術を望む患者が増え、同時に、心理学の新しい用語が手術に便利に用いられるようになった。それまで再建手術を専門としていた外科医も、普通の入力を患者として受け入れることに理解を示すようになる。

心理学を取り入れることで、形成外科の手術は目薬のための手術ではなく、「メスによる精神分析」であり、精神衛生上欠かさないものだと語られるようになる。美容整形と再建外科、欠陥や障害と単なる醜さを分けている曖昧な境界は、心理学というレンズを通してみると重要ではなくなる。そして誰もがコンプレックスを持つといわれる時代になって、形成外科には悩みを抱えた患者がどっと押し寄せるようになる。そして外科医は症状を判定するのではなく、患者の悩みを耳を傾け、適切な処置へと導く仲介者になる。昔ながらの向上心という伝統を支えにして、学説やテクノロジーのオラに包まれ、また進歩の幻想によってまわりあげられた結果、美容整形は競争社会で成功するための一つの手段になった。

アメリカの形成外科は美容整形を吸収する方向に舵を切った。コンプレックス概念によって、美容整形を望む人は一見健康に見えても、コンプレックスで精神的に不安定になるなどの支障をきたした人となる。そして、美容整形は悩みの種である外見を変えることで、患者の福利に寄与できるという論理が成立する。「コンプレックス」概念は生物医学としての正当性を保証し、患者にふさわしい理由を提供し、さらには人々の経験や感覚を組み立てる道筋ともなる。

一方でコンプレックスの影響や第一印象の重要性について説き、他方でそれらへの対処方法を提示する。「コンプレックス産業」はマッチポンプ式に成り立っている。美容整形はその一翼を担う。



図39 メディカルツーリズムを特集した雑誌「Newsweek」2008年3月5日号、版数コミュニケーションズ

### コンプレックスと「普通になりたい」の結びつき

川添2013

3 ローカルな文化の影響

「普通」と「秘密」を強調する日本の患者と、その反対のように見える韓国の経験者たち。美容整形に対する対応の違いは個人には還元できない。日韓の比較検討を通して、美容整形が実践されるローカルな実情について考えてみたい。

抛りどころとしての「普通」、幻想としての「普通」

「普通」は、特に変わっていない。「あたりまえである」といった意味で、特別な価値はないとされる。韓国にも漢字由来の「普通」という言葉があるが、日常的に強調されることはあまりない。韓国では「首席」と「トップ」だけが称賛され、二位、三位が評価されることはないという指摘もある。

翻って日本には、「普通がいちばん」という表現に代表されるように、普通を肯定的に見る見方がある。「普通がいちばん」と言われると、「それもそうだ」と納得するし、「普通」が生きるうえでの拠りどころになつてきた。では「普通」とは具体的に何なのか。わたしたちは、「他の人」と日々のやりとりや各種メディアや教育などから、それぞれが「普通」を押し量っている。したがって各人の「普通」感覚は、時代や個人が属する社会階層などで違いがある。このように、「普通」には確固とした実体があるわけではないが、人々の間に共有された常識的な感覚として浸透してきた。これは、「普通じゃないこと」が、より否定的に見られるところでもある。

日本で普通になりたいと訴えたい人たちは、自らの身体を「普通ではない」と認識し、そのように経験していた。「自分は他の人たちと違う」「自分は他の人たちよりも劣る」という悩みは、その人の生活全般に影響を及ぼす可能性が高い。そしてある人たちは、「普通」「他の人と同じ」になるために美容整形を決定する。問題は、美容整形を受けることが「普通」とみなされるかどうかであり、さらに身体的な「普通」を、統計的な標準値や平均値、あるいはある特定の画像と同義であると錯覚してしまうことである。普通には確固とした実体があるわけではないし、参照枠とならう「他の人」も、実際には多様な人たちである。同じ人でも加齢や経験などで、身体形態が生を通してときに大きく変わったりする。美容整形を受けることが普通かどうかはこの後で検討し、幻想としての「普通」を実体とみなす問題は次章で検討する。

「普通」が、その人が思う「大勢の他の人たち」と同じレベルにあることを示す概念だとすれば、次の「世間」は、その「大勢の他の人たち」を指す概念である。

## 3. 制度的な問題

## 制度的な問題

- ・ 制度的な問題
  - ・ 自由診療と保険診療
  - ・ 医療法人と一般社団法人 (クロ現2024)
  - ・ 二つの美容外科学会 (川添2013, 谷本2018: Ch.8)
  - ・ 二つの美容外科学会(JSAS, JSAPS)は今も分裂したまま

自由診療と保険診療

厚労省2024：資料1

### 医療提供に関するルールについて

○ 医師法や医療法等、保険診療と自由診療に共通に適用されるルールがある一方、保険診療を行い診療報酬を請求する場合には、そのうえで、保険診療に係る関係法令に従う必要がある。

#### 保険診療

##### 保険診療に係る関係法令

診療報酬の算定方法 (告示) :  
 診療報酬を算定するための要件  
 施設基準告示: 個々の点数を算定する医療機関の  
 人員や設備の基準  
 療養担当規則: 保険診療の基本的なルール

#### 自由診療

保険診療の場合に適用される左記  
 のルールは、自由診療においては  
 存在しない

#### 自由診療と保険診療

|               |  |
|---------------|--|
| <b>医療法</b>    | 医師等の責務 (努力義務)、医療広告の制限、医療事故の報告義務、開設の許可申請・届出、構造設備基準等の遵守、従業者への監督義務 等<br>※関連して、インフォームドコンセントの取扱い通知、医療広告ガイドライン 等 |
| <b>医師法</b>    | 無資格医療の禁止、無診察診療の禁止、診療録の記載、臨床研修未修医師の診療禁止 等<br>※関連して、オンライン診療の適切な実施に関する指針、診療情報の提供に関する指針 等                      |
| <b>消費者契約法</b> | 不当な勧誘より締結させられた契約の取消し、不当な契約条項の無効 等  |
| <b>特定商取引法</b> | 特定継続的役務提供に関する不適正な勧誘の禁止、クーリング・オフ 等  |
| <b>景品表示法</b>  | 不当な表示の禁止 等   |

医療以外の  
 物品・サービス  
 にも適用される

※このほか、医薬品等の流通は薬機法、再生医療の実施については再生医療法で規制。各種の資格法として、保健師助産師看護師法等がある。  
 ※上図は簡略化したものであり、全ての規制等を示すものではない。

自由診療と保険診療 厚労省2024：資料1

### 医療提供に関する確認や、指導・監査の仕組みについて

- 医療法に基づく立入検査は、都道府県等が必要があると認めるときに行うものであり、すべての病院、診療所、助産所が対象となる。なお、無床診療所の立入検査に関しては、随時行うこととされており、必ずしも行うこととはされていない。
- 一方、保険診療に係る請求や届出、指導・監査の仕組み等は、保険医療機関における保険診療にのみ適用される。

#### 保険診療

**保険診療に係る関係法令**  
(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律)

診療報酬の請求審査：医療機関は、毎月診療報酬の請求を実施。審査支払機関により、その内容が算定要件等に照らして適切かを確認。

適時調査：地方厚生（支）局が届出後半年以内に、届出内容が満たされているか調査。

定例報告：医療機関が毎年自己点検と報告を実施。

指導・監査：違反が疑われる場合以外にも、保険医療機関の開設時や、レセプト1件当たりの平均点数が高い場合等に、書類の記載内容の適切性や、診療実態が請求内容と一致しているかについて、個別に指導を実施。

#### 自由診療

保険医療機関において適用される左記のような確認・指導監査の仕組みは、自由診療には存在しない。

#### 医療法

診療所開設の届出、病院開設の許可

立入検査：病院（原則毎年）、有床診療所（概ね3年に1度）、無床診療所・助産所（随時）法令等により規定された人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか、書類等に法定の記載内容が記されているか等について検査を実施。

※上図は簡略化したものであり、全ての規制等を示すものではない。 32

医療法人と一般社団法人 クロ現2024

一般社団法人のクリニックは、医師が代表を務める必要がある医療法人と違って、誰でも経営に参入することができます。一般社団法人は、登記すれば、いつでも設立が可能で、クリニックの開設後に事業内容を報告する義務もありません。このため異業種のオーナーが参入し、一般社団法人のクリニックが次々に設立されているといいます。

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4908/>

医療法人と一般社団法人 クロ現2024

| 医療法人   | 一般社団法人 |
|--------|--------|
| 都道府県   | なし     |
| 定期的にある | なし     |
| 監督官庁   | なし     |
| 報告義務   | なし     |

自由診療 医師の裁量大

田畑佑典 記者（社会部）：クリニックの開設を許可するかどうかは、各地の保健所がそれぞれ独自に判断しているんですけども、都内の複数の保健所を取材したところ、必要な書類さえ揃っていれば許可せざるをえない、統一的なルールもなく、保健所によって審査にばらつきがあると話していたんです。また、一般社団法人には監督官庁がない上、クリニックが開設後にどのような事業を行っているのか定期的に監視する仕組みがなく、いわばブラックボックスになっているという指摘もありました。保健所の担当者は、制度そのものに課題があると指摘しています。

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4908/>

医療法人と一般社団法人（一般社団法人の割合は少ない） 厚労省2024：資料1

### 美容医療に関連する診療所数（皮膚科）

○ 皮膚科を標榜する診療所については、医療法人や個人が開設する診療所が多くを占めており、近年医療法人による開設が増加している。

開設主体別一般診療所数（皮膚科）

| 年度    | 個人    | 医療法人  | その他    | 合計     |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 2008年 | 7,026 | 4,784 | 12,436 | 12,436 |
| 2011年 | 6,300 | 4,659 | 11,518 | 11,518 |
| 2014年 | 6,335 | 5,329 | 12,328 | 12,328 |
| 2017年 | 6,014 | 5,506 | 12,198 | 12,198 |
| 2020年 | 5,712 | 6,018 | 12,410 | 12,410 |

※ 一般診療所数：医師又は歯科医師が医療又は歯科医療を行う場所(歯科医療のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないものは患者19人以下の入院施設を有するもの  
 ※ その他：国(厚生労働省、その他)、公的医療機関(都道府県、市町村、地方独立行政法人、その他)、社会保険関係団体、公益法人、その他の法人(一般社団法人等)、会社等 20



# 医療法人と一般社団法人 ビジネス倫理・専門職倫理の問題

- ・ 形成外科専門医 南享介医師  
「（一般社団法人で異業種オーナーがやっているところには）薄利多売のクリニックが結構多い。早めに注射しよう、早めにレーザーを当てようとなったときに、その人にかかる時間は注意して見ていない。何かあったときに問題になることは、ほかのクリニックより多いかと思えます」（ク口現2024）
- ・ 美容クリニック 採用担当  
「医療法人のように医師をトップに置く機関になりますと、医療倫理や医療安全を最優先にして運営しないといけないのですが、一般社団法人になりますと、一般的な業種の人が利益を重視して運営できるので、収益を目指すなら、一般社団法人が都合がいい」（ク口現2024）

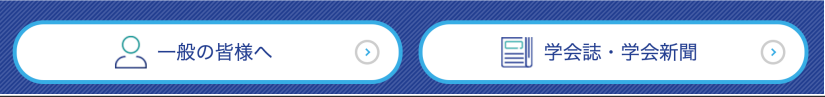
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4908/>

二つの美容外科学会



お問合わせ > 会員専用ページログイン >

<https://jsas.or.jp/>



二つの美容外科学会（こちらが形成外科系）



2 日本における展開

アメリカでは形成外科が美容整形（美容外科）を吸収する形になった。これに対して日本の美容整形は、医療側の組織的対立が解消されないままに展開してきた。

専門分野としての確立と二つの日本美容外科学会

日本は明治維新を境に、古くから踏襲されてきた東洋医学（漢方）から西洋医学（生物医学）に方向転換し、分野別に組織化と専門化が進められてきた。内科、外科、整形外科といった名称は、その専門領域でありかつ「標榜科（医療法で定められた医師の名乗れる専門科名）」である。ただし医師免許さえ持っていれば基本的には何科でも診察治療できるので、極端な場合、内科医が週末に美容整形クリニックで美容整形をおこなうこともありうる。

日本で最初の二重瞼をつくる美容整形は、一八九六年、ミカモ「美甘光太郎」による重瞼術と考えられている。戦争中は再建が優先され、一般に浸透してゆくのは戦後である。「君知るや、ブラシック外科」（オール讀物、一九五〇年十一月号、文藝春秋）、「特集科学界トビックス」整形外科の美顔術（角田秀雄、「週刊朝日」一九五二年一月二十五日号、朝日新聞社）といった雑誌記事イトルからは、新しい分野として注目され始めた様子がわかる。並行して「ニュース・ストーリー」美女への悲願もアダ 悪徳？整形医に泣く二人（扇場博治、「週刊朝日」一九五三年八月十六日号）や「豊胸手術は絶対に危険です 第五回九州外科・小児科学会で小幡守彦博士が報告」（ヤングレディ、一九六八年六月十七日号、講談社）などの批判的な記事もある。作家の田中澄江（ヤングレディ）「心からにじむ表情の美しさ」週刊読売、一九五六年九月十六日号、読売新聞社）や三島由紀夫（美容整形）の神を怖れぬもの「ワンデー毎日、一九六五年三月二十一日号、毎日新聞社）も、既に社会に浸透しつつあった美容整形に意見を述べている。

メディア上の異なる声を反映するように、医療としての組織化も混迷していた。図40を見ながら簡単に経緯を追っていきま。

専門化と組織化は形成外科（図40右側）の方が早く、日本形成外科学会（JSAPS）が設けられたのは一九五八年である。その際に準機関誌として「形成美容外科」（富誠堂出版）が発刊されたが四年後には題名から美容が消えて「形成外科」になった。アメリカ同様に、美容の位置づけに苦慮している様子がうかがえる。七五年には標榜科を獲得するが、日本医師会の武見二郎会長（当時）から美容医療を含めないという条件が出されたという。日本の形成外科は、組織化の過程で美容整形

川添2013

川添2013

ったが、美容整形が形成外科から離れて専門領域として独立することは反対だった。与野党、管轄行政の巻き込んだ駆け引きが続いた結果、一九七八年の臨時国会で美容整形ではなく「美容外科」という名称が標榜科として認められた。これを機に、十仁病院を中心とするグループは日本美容整形学会の名称を日本美容外科学会（JAS）と改称し、他方、当初美容整形の標榜科に反対していた形成外科医のグループも、七七年に発足させた日本整形形成外科研究会を母体として、一九七八年、日本美容外科学会（JAS）と改称し、網掛け部分に変更する。他方、当初美容整形の標榜科に反対していた形成外科医のグループも、七七年に発足させた日本整形形成外科研究会を母体として、一九七八年、日本美容外科学会（JAS）と改称し、網掛け部分に変更する。こちらは形成外科と親子関係にあるので、基本的に会員は日本形成外科学会のメンバーでもある。

| 美容整形（美容外科）       |   | 形成外科                                    |
|------------------|---|---|
| 1948             | 「十仁病院「日本美容医学研究会」設立<br>(メンバー：主に美容整形を実施する開業医)                               |   |
| 1956             | 東大整形外科に「形成外科研究会」設立  |   |
| 1958             | 「日本形成外科学会」設立<br>(学会員：形成外科医)   |   |
| 1966             | 「日本美容整形学会」設立  |   |
| 1975             | 「形成外科」標榜科獲得   |   |
| 1977             | 「日本整形形成外科研究会」設立   |   |
| 1978 「美容外科」標榜科獲得 |   |   |
| 1978             | 「日本美容整形学会」を母体に「日本整形形成外科研究会」を母体として「日本美容外科学会 (JAS)」設立<br>(学会員：医師以外の美容家等も含む) | 「日本美容外科学会 (JSAPS)」設立<br>(学会員：基本的に形成外科医) |
| 1992             | 「日本美容医療協会」設立  |   |
| 1997             | 「日本美容外科医師会」設立   |   |

図40 2つの日本美容外科学会誕生の経緯

形とは距離を置く道を選択した。さて美容整形の方は、戦後一般に浸透するようになっていった。一九四八年に十仁病院を中心とする「美容整形の研究会」が発足する（図40左、網掛け部分）。十仁病院院長（当時）の梅沢文雄は、「美容整形」という言葉を「plastic surgery, reconstruction surgery, cosmetic surgery」すべてを含むものと定義し、肉体的に肉体を美化する医学として「美容医学」を提唱している。六六年に日本美容整形学会が設立され、その後美容整形を標榜科にする運動が始まった。

川添2013

#### 4 グローバル化と普遍

メディアの世界では、白人美がグローバル・スタンダードになっていて、美容整形もこの白人美に依拠している。したがって、美容整形の実践は白人美のグローバル化の促進につながる。しかし

世界的に見て、美容整形の非日常性、非正当性、どちらにも属さない境界性は、タブー化されやすい。これらに加えて日本では、人々から信頼を置かれている大学病院が長い間、美容整形と距離を置いてきた。どこかさん臭さも漂わせる週刊誌の広告のおかげで美容整形の知名度は高まったが、市場ベースの宣伝だけが広まっていった結果、日本の美容整形はますますさん臭く、非正当な医療という印象を醸成してきた。それは「普通じゃない」という極に近い。

韓国も日本同様、形成外科医と美容整形の関係では徹底しているわけではない。だが、従来から大学病院の形成外科では美容整形が実践されてきたし、組織的な対立も日本ほどあからさまではない。またワリ関係での秘密の保ちにくさ、タレントの美容整形公表、近年の官民あがてのメディアカルツリズムの推進などで、美容整形への忌避感も急速に減少したと考えられる。

縮刷版～1999>キーワード検索>印刷範囲確定表示  
(C)朝日新聞社 朝日新聞クロスワードフォトライブラリー 1967年02月24日 東京 朝刊 15P

**豊胸手術後死ぬ**  
が福島の地 死因は血管栓塞？

**あぶない注射療法**  
安全性ではシリコン検

**連れの女、公開捜査か**  
警察庁 検討始める

1967朝日

縮刷版～1999>キーワード検索>印刷範囲確定表示  
(C)朝日新聞社 朝日新聞クロスワードフォトライブラリー

1970年01月25日 東京 朝刊 23P

**あぶない注射療法**  
安全性ではシリコン検

1970朝日

2024/09/03 9:50 朝日新聞クロスサーチ

縮刷版～1999＞キーワード検索＞印刷範囲確定表示

(C)朝日新聞社 朝日新聞クロスサーチフォーレイブライリー 1971年10月30日 東京 夕刊 8P

こわい豊胸術、全身に症状  
**数年後に死亡も**  
 学会で発表

東京大学医学部産科  
 2024/09/03 09:50

本サービスとの収録内容にかかる著作権等一切の権利は、朝日新聞社または各権利者に帰属します。複製転載等が許されず、利用はできません。  
 Copyright (C) The Asahi Shimbun Company. All rights reserved.  
 No reproduction or republication without written permission.

1971朝日

朝日新聞クロスサーチ

検索＞印刷範囲確定表示

クロスサーチフォーレイブライリー 1972年01月13日 東京 夕刊 9P

整形に失敗、歌手自殺  
 設計にも重大な過失

朝日新聞社

同の村マ北長 次 い

1972朝日



## 4. 倫理的議論

2024/09/03 9:57 朝日新聞クロスサーチ

縮刷版～1999＞キーワード検索＞印刷範囲確定表示

(C)朝日新聞社 朝日新聞クロスサーチフォーレイブライリー 1983年06月02日 東京 朝刊 3P

豊胸手術で難病  
 全国に50人の患者  
 パラフィン注入で誘発

日本ウツサ  
 学名で報告

大塚が一九五〇年代に手

東京大学医学部産科  
 2024/09/03 09:57

本サービスとの収録内容にかかる著作権等一切の権利は、朝日新聞社または各権利者に帰属します。複製転載等が許されず、利用はできません。  
 Copyright (C) The Asahi Shimbun Company. All rights reserved.  
 No reproduction or republication without written permission.

1983朝日

# 倫理的議論

NCB (2017)、佐藤(2019)などから抽出

- ・ 美容医療擁護論
  - ・ 1 美しさの議論
  - ・ 2 自己決定の議論
- ・ 美容医療反対論
  - ・ 1 非本来性・不自然さの議論
  - ・ 2 差別強化の議論

# 美容医療の倫理的論点

NCB 2017: guide 6

## Emerging ethical concerns

Having a cosmetic procedure, like other ways of changing or managing appearance, can be experienced as positive and enabling. However their prevalence also offers scope for harm for both individuals and society. A number of significant concerns about such harms emerged early in the project (see pages 10-11 for our analysis of their ethical implications).

- The social and economic pressures described on page 4 can encourage people to feel they have to conform to particular expectations about appearance. Cosmetic procedures are not simply a matter of personal choice.
- The anxiety associated with pressures to conform to particular appearance ideals, and their potential impact on mental health, is a matter of public health concern.
- The social expectations and ideals people are encouraged to conform and aspire to are not necessarily ethically neutral. Many cosmetic procedures reflect and promote

existing gender, disability, and racial norms; for example encouraging women to feel that it is unacceptable to look their age; or strengthening preferences for whiter skin. This may reinforce existing inequalities, despite competing shifts in social attitudes towards diversity and inclusion.

- Teenagers may be particularly sensitive to peer pressures. They are also at a vulnerable stage of development with respect to their sense of their own identity. Their access to cosmetic procedures raises specific ethical concerns.
- The cosmetic procedures industry both exploits and generates these appearance insecurities by marketing invasive cosmetic procedures as 'solutions'. These are offered in environments that are, or feel, medical – and that are therefore associated with relationships of trust and concern for patient welfare. These associations raise further ethical concerns with respect to practitioners' responsibilities towards users / patients.

## 新たな倫理的懸念

美容医療は肯定的な経験でありうるが個人と社会の害にもなりうる。  
いくつかの重要な懸念：

- ・ 外見について特定の期待に沿わないといけないう社会的・経済的圧力。単に個人の選択ではなくなっている。
- ・ 外見不安がもたらす精神保健的影響は公衆衛生的問題
- ・ 社会的期待や外見の理想は倫理的に中立ではない。美容医療はジェンダー、障害、人種に関する既存の規範を反映し促進する。女性は若く見えないといけな、白くないといけな、など。差別を強化し多様性と包摂を重視する流れに逆行する
- ・ 十代はピアプレッシャーに敏感で、美容医療の提供は倫理的問題が生じる
- ・ 美容医療産業はこうした外見不安に「解決」を提供するとして不安を利用する「医療的な環境」で施術することにより信頼関係を利用し患者の幸福を考えているように見せる。施術者の責任に関する倫理が問われる

# 美容医療の倫理的論点

佐藤2021

- ・ 論点1：自分の身体を大切にしていない
  - ・ 親からもらった身体に自分の都合で傷をつけることは許されない
  - ・ 美容整形を行う人は安易な手段に逃げており、本当の自分に向き合っていない
- ・ 論点2：美容整形は私だけの問題か
  - ・ 私たちの身体や行為は純粋に個人的なものではなく、社会的なものである
- ・ 論点3：美容整形は個性を失わせるか
  - ・ 美容整形は人々の画一化をもたらす
- ・ 論点4：美容整形は身体を不自然なものにするか
  - ・ 美容整形は自然に反する

# 美容医療の擁護論1：美しさの議論

argument from beauty/aesthetics

- ・ 前提1：見た目が美しいことはよいことである
- ・ 前提2：美容医療は見た目を美しくする技術である
- ・ 結論：美容医療はよいことをもたらす技術である

## 美容医療の擁護論1：美しさの議論 argument from beauty/aesthetics

- ・前提1：見た目が美しいことはよいことである
- ・前提2：美容医療は見た目を美しくする技術である
- ・結論：美容医療はよいことをもたらす技術である
  
- ・「美しさ」の基準が画一化されているという批判(川添2013、佐藤2019、飯塚2022)
- ・「よい」というのは、どういう意味か(道徳的、自愛的?)、誰にとってよいか
- ・美と倫理の関係

## 美容医療の擁護論1：美しさの議論 画一化の批判

- ・「反対派(4) 美容整形の肯定は、人々の画一化をもたらす。私たちの想像力は、メディアによって与えられたものの範囲でしか働かない。そうすると、皆が同じ顔に価値を見出し、それを目指そうとする。そこでは個性は失われ、似た顔の人ばかりが街を歩くことになる。」(佐藤2019: 50)
- ・「個人に幸福をもたらす美の実践が社会的抑圧に変容しないためには、画一化された美の理想の普及が問題であり、美の理想を多様化する必要性があると説いてきた(飯塚 2021)」(飯塚理恵2022)

## 美容医療の擁護論1：美しさの議論 画一化の何が問題か？

- ・しかし、なぜ美しさが画一化されることは問題なのか。真理や道徳については一つであることが望まれるのに？
- ・問題は画一化そのものではないのではないか
  - ・美の基準を(金髪碧眼の)白人美に置くことの問題(植民地主義?) (川添2013: 106, 「白人美のグローバル化」 110)
    - ・開き直って、「まさにギリシア彫刻に代表される白人美こそが、人間のなりうる最大の美である」と主張するのは、正確にはどこが問題なのか？
    - ・ただし、日本では「普通」が白人美のグローバル化のブレーキとして作用(川添2013: 156)しており、必ずしも白人美が理想ではないとされる。
  - ・あるいは商業主義や男性が理想とする女性美(の内面化)が問題？

## 美容医療の擁護論1：美しさの議論

「よい」というのは、どういう意味か(道徳的、自愛的?)、誰にとってよいか

- ・Well-beingの客観リスト説を取り、その中に美的経験を含める(飯塚2022) ⇒美容実践は、美的経験の一つとして、当人の幸福に資するという意味で「よい」
- ・(児玉)「美しいものを見たい」というのと、「美しいものになりたい」というのは、どちらも「美的経験をしたい」と言えるか？「美容医療によって美しくなって幸福になりたい」人は、美的経験を求めているとは言えないように思われる。もっとも、ナルキッソスのように常に鏡で自分を眺めて喜びを感じるような人は別だが、アンケート(厚労省2024)を見てもそのような人はほぼいないと思われる。

美容医療を受ける理由：女性

○ 女性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「自己満足」が上位となっている。

美容医療を受けた理由（女性／美容医療経験者／複数回答）

| 【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人のべ集計】 | 女性全体        |             |             |             |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                             | 2020年<br>下期 | 2021年<br>下期 | 2022年<br>下期 | 2023年<br>下期 |
| ①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）         |             |             |             |             |
| ②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）           |             |             |             |             |
| ③美容外科                       |             |             |             |             |
| ④審美歯科・矯正歯科                  |             |             |             |             |
| コンプレックスの解消                  | 26.6        | 27.9        | 26.0        | 27.8        |
| 自己満足                        | 26.2        | 28.1        | 24.1        | 25.2        |
| （シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから   | 13.2        | 14.9        | 14.6        | 16.3        |
| 手軽にできるようになったから              | 12.8        | 15.8        | 13.6        | 13.3        |
| 時短美容のため                     | 11.2        | 12.9        | 11.4        | 12.2        |
| 自分へのご褒美として                  | 11.2        | 13.4        | 11.5        | 11.6        |
| 価格も安くなってきたから                | 10.1        | 12.0        | 11.0        | 11.3        |
| 老化の予防・アンチエイジングしたい           | 10.6        | 13.5        | 9.9         | 11.3        |
| 周りでやっている人を見て                | 10.5        | 11.6        | 10.4        | 10.1        |
| ネットでの情報や口コミを見て              | 7.2         | 10.9        | 9.0         | 8.6         |
| 幸せを感じたい                     | 9.0         | 10.7        | 8.2         | 8.6         |
| 周囲から勧められて                   | 8.3         | 8.5         | 7.7         | 8.2         |
| モテたい                        | 6.3         | 8.8         | 6.5         | 7.2         |
| S N Sでの投稿を見て                | 5.8         | 6.6         | 5.5         | 6.8         |

※全体、各年代において 1位 2~3位 4~5位

出典：（株）リクルート、美容医療センサス 11

美容医療を受ける理由：男性

○ 男性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「手軽に出来るようになったから」が増加し、一方、「自己満足」や「モテたい」が減少している。

美容医療を受けた理由（男性／美容医療経験者／複数回答）

| 【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人のべ集計】 | 男性全体        |             |             |             |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                             | 2020年<br>下期 | 2021年<br>下期 | 2022年<br>下期 | 2023年<br>下期 |
| ①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）         |             |             |             |             |
| ②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）           |             |             |             |             |
| ③美容外科                       |             |             |             |             |
| ④審美歯科・矯正歯科                  |             |             |             |             |
| コンプレックスの解消                  | 16.4        | 17.7        | 16.3        | 17.1        |
| 手軽にできるようになったから              | 11.0        | 14.4        | 14.2        | 15.0        |
| 自己満足                        | 16.8        | 16.6        | 14.2        | 13.8        |
| 価格も安くなってきたから                | 12.4        | 12.1        | 12.4        | 13.7        |
| （シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから   | 12.1        | 13.5        | 13.0        | 13.6        |
| 自分へのご褒美として                  | 9.6         | 13.2        | 10.3        | 13.1        |
| ネットでの情報や口コミを見て              | 12.3        | 13.1        | 11.2        | 12.9        |
| 老化の予防・アンチエイジングしたい           | 11.0        | 14.3        | 11.8        | 12.7        |
| モテたい                        | 13.6        | 18.4        | 12.6        | 12.6        |
| 周囲から勧められて                   | 10.4        | 13.0        | 10.2        | 12.5        |
| 幸せを感じたい                     | 9.6         | 14.4        | 11.2        | 11.5        |
| 周りでやっている人を見て                | 9.3         | 12.7        | 10.8        | 11.3        |
| S N Sでの投稿を見て                | 9.3         | 12.1        | 10.4        | 10.8        |
| 時短美容のため                     | 9.6         | 11.7        | 10.1        | 10.3        |

※全体、各年代において 1位 2~3位 4~5位

出典：（株）リクルート、美容医療センサス 12

## 美容医療の擁護論1：美しさの議論 美学との接続の必要性

- ・ 飯塚2022も、美的価値に関する快樂説を取らない、という文脈で現代美学(分析美学)の知見(森功次2021)に言及しているが、美容医療における美をもっと美学的に探究してほしい。
- ・ たとえば上記の森(2021)では、「美的価値に関して「よしあしの基準なんてない、美の判断は人それぞれだ」とほんとうに考える人は少ない。……美的価値が他の価値と比べてやや特殊なのは、〈わかっている人のほうがより高い価値を見て取れる〉という考え方が、ある程度認められている点だ」(155)とある。一方で、美容医療をめぐるのは「美の画一化は望ましくない」「美は多様であるべき」などと言われる。美と多様性、美と個性の関係はどうなっているのかを検討する必要がある。

## 美容医療の擁護論2：自己決定の議論 argument from autonomy

- ・ 前提1：判断能力のある成人は自分の身体を含めた所有物を自分の意思に基づいて自由にしてよい (加藤1997: ch.11)
- ・ 前提2：美容医療は自分の身体を加工する技術である
- ・ 結論：判断能力のある成人は美容医療を用いて自分の身体を自分の意思に基づいて自由にしてよい
- ・ 批判：(1)自己決定が自分の意思に基づいているとは言えない、(2)美容医療を受ける人には判断能力が疑わしい人がいる(精神疾患)、(3)自分の身体を好きにする自由はない(儒教)

## (1)自己決定が自分の意思に基づいているとは言えない

- ・ 社会規範、ピアプレッシャーの問題。どこまで「自己決定」と言えるか(佐藤2021、川添2013)
- ・ これは美容医療における意思決定に特有の問題か?あるいは例えば治療中止の意思決定などについても同じことが言える?
- ・ これを認めた場合の結論は、「自己決定できるようにエンパワメント(情報提供、カウンセリングなど)しよう」ということになるのか(cf. 厚労省2024)、あるいは「美容医療は一切本人意思ではできないようにしよう」という結論になるのか?
- ・ 未成年の自己決定を認めるか (NCB 2017)

## 美容医療と自己決定

### 女性は自己決定していない

巧妙なのは、たとえばダイエットに励み、美容整形を受け、エステに通い、スポーツ・クラブで汗を流すといった行動を、あたかも女性自らが自発的に選択して実行しているかのように思わせていることである。スレンダーのナイスボディに私がなりたいたいから、誰に言われるでもなく、私が自分で決めて、私が努力し、私が美しくなり、私が力を得る。そこに自己決定と自己実現があたかもあるがとときである。もちろん、それが幻想なのはいうまでもない。そもそも、そうした外見上の平均的美の基準を押しつける文化構造と、そこから生み出された一律の価値観が問題なのである。(笠原美智子1998、谷本2019:29より)

(児玉)この手の批判は「ではどうしたらよいか」が明確でない。

### 厚労省2024：資料1

#### 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」 (平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知、令和6年3月22日最終改定)

・・・今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定めましたので、通知します。  
・・・また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

#### 記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等を含む。)や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. わが国で承認等されていない医薬品・医療機器・再生医療等製品を用いた治療(承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品等を用いた治療も含む。)に係る説明に当たっては、①未承認医薬品等であること、②入手経路等、③国内の承認医薬品等の有無、④諸外国における安全性等に係る情報及び⑤未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の救済の対象にはならないことについて、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
5. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けたいことを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けようとする者が熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
6. 1から5までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。

## 美容医療と自己決定(とくに未成年)

### 佐藤2021の思考実験

「たとえば、次のような状況を考えてみてください。あなたと友人は美容整形に対してルッキズムの観点から否定的なイメージを持っているとします。しかし、夏休みが終わると、あなたと友人以外の生徒全員がまぶたを二重にしてきました。あなたはまぶたの手術を受けずにいられるでしょうか。さらに、冬休みが終わると、クラスメイトたちは鼻の整形も行ってきました。今や、鼻が低いのはあなたと友人だけです。あなたは鼻の手術を受けずにいられるでしょうか。そして、もしあなたが手術を行ったなら、それは友人に対して多大なプレッシャーをかけることにはならないでしょうか。しかも、このとき、クラスメイトのほとんども、本心では美容整形に対して否定的で、「周りにあわせているだけ」かもしれないのです。」46頁

## 未成年に美容医療へのアクセスを認めるか NCB 2017(7.36-37)は禁止すべきと論じている

- ・ とくに思春期のときはボディイメージについて悩みを持ちやすく、ピアプレッシャーやSNSなどの影響も強い
- ・ 10代の手術は成長期のため長期的には不満足な結果に終わる可能性がある
- ・ 医療一般では未成年にも意思決定に参加させたり自己決定を認める動きがあるが、それは医師が子どもの最善の利益になると考えられる場合に限られている
- ・ タトゥーや日焼けサロン(sunbed)などは親が同意していても18歳未満はできないという法律が英国にはすでにある
- ・ イタリアや豪州クイーンズランドなどでは美容外科手術が全面的・部分的に禁じられている
- ・ などの理由から、18歳未満の侵襲的な美容手術は親の承諾があっても原則禁止を勧告

## (2)美容医療を受ける人には判断能力が疑わしい人がいる

- ・ 美容医療が必要なのか、精神科医療が必要なのか (あるいは両方か?)
- ・ メンタルな問題(身体醜形障害BDDや、整形に対する期待が大きすぎる場合)(谷本2018:187-194)
- ・ 美容外科は精神科と連携すべきという意見(谷本2018: 221-2)。「心療内科に対する心療外科」としての美容外科(同、222)
- ・ 「見た目を変えたい」という信念に合わせて外見を変えるべきか、あるいは信念を変えるべきかという、トランスジェンダー医療などにも見られる問題がある(cf シュライアー2024)。

## (3)自分の身体を好きにする自由はない(儒教)

- ・ 「身体髪膚」(『孝教』)の話はこの文脈でよく紹介される(川添2013:150ff, 谷本2019:13-14, 佐藤2021:36-7など。逆にNCB2017には出てこない)
- ・ しかし、これを額面通りに受け取ると、外科的な治療を含めてほとんど何もできなくなる。(佐藤2021:37)
- ・ 身体を大事にすべきという教えであれば、インフォームド・コンセントやカウンセリング等をきちんとすべきだという結論になる

## 美容医療の反対論1：非本来性・不自然さの議論

### Argument from authenticity/naturalness

- ・ 前提1：本物ではないもの／不自然なものはよくない
- ・ 前提2：美容医療が生み出す美は、本物ではないもの／不自然なものである
- ・ 結論：美容医療はよくない美を生み出す



## 美容医療の反対論1：非本来性・不自然さの議論

### Argument from authenticity/naturalness

- ・前提1：本物ではない／不自然なものはよくない
- ・前提2：美容医療が生み出す美は、本物ではないもの／不自然なものである
- ・結論：美容医療はよくない美を生み出す
  
- ・Authenticityの問題は「自分らしさ」(谷本2019: 99-104)「本当の自分」「ありのまま」(佐藤2021:40, 54)という形で語られることがある。
- ・また、Plastic surgeryのplasticは人工的・不自然(あるいはfake)という意味で使われるときもある(佐藤2021:55-6)
- ・「三島由紀夫『反貞女大学』(……)では、妻の美容整形は、夫に「真実」を隠すという意味で不貞と類似しているとも述べている」(川添2013: 117頁)

## 美容医療の反対論1：非本来性・不自然さの議論

### Argument from authenticity/naturalness

- ・だが、自然・不自然という規範を一貫して用いることは難しい。普通であるという意味であれば、何が普通かは時代によって変わるし、また「普通である」(事実)から「普通であるべきだ」(規範)は導けない(佐藤2021: 54ff)
- ・また、「本当の自分(authentic self)」「本物の美(authentic beauty)」とは何か。アジア人が金髪にするとauthenticではないのか。
- ・整形をして「本当の自分になった」(谷本 2019: 71)と考える人をどう理解するか。本当に「元の外見」がauthenticと言えるのか?
- ・歯科矯正、髭剃り、その他、どの状態がauthenticと見なされやすいかは時代によって変わるが、最終的には本人の決定に任せるべきものと思われる

## 美容医療の反対論2：差別強化の議論

### Argument from discrimination

- ・前提1：不当な差別に加担すべきではない
- ・前提2：美容医療は不当な差別に加担する実践である
- ・結論：美容医療を行うべきではない

## 美容医療の反対論2：差別強化の議論

### Argument from discrimination

- ・美容医療は人種差別や高齢者差別を強化する(川添 2013:108)。  
「個人にとって美容整形は人種差別や偏見から逃れる「解決策」となりうる。しかし、人種差別や偏見の温床となる身体認識に基づいて、ある特定の容貌を醜いと認めて治療しているという事実は消えない。美容整形が、人種的容貌の「医療化(生物医学がその対象領域を拡大していくこと)」と批判されるゆえんである。アンチエイジング医療一般、および欧米で既に実践されているダウン症児への美容整形についても同じことがいえる。老いを否定する認識やダウン症への偏見自体が変わるわけではない。」
- ・より一般には、ルッキズム(職場という文脈での容姿による差別的待遇(奥野2021))の強化につながりうる

# 高齢者差別ageismの問題

- ・ アンチエイジング(抗老化)化粧品・医療の流行(谷本2018: ch.2)
- ・ 「老化は病気である」という思想の台頭
- ・ 若くて美しいことが理想とされているのに、「美魔女」のように中年女性が若い女性の容姿を目指すとは批判される(谷本2018: Ch. 3)。「若く美しく」規範と「若作り厳禁」規範の衝突(同106)
- ・ (児玉)今後一層深刻になる問題と思われる。「(実年齢より)若く見える方がよい」という社会規範をなくすべきだろうか? それは可能か?
- ・ あるいは、「若く見える方がよい」という規範は維持しつつ、高齢者差別をしないことが可能だろうか。これは、「外見が醜いよりは美しい方がよい」という規範は維持しつつ、職業上の外見差別(ルッキズム)を許容しない、という問題のバリエーションと言える。
- ・ そのためには、高齢者(年齢)差別禁止法を作る必要があるのではないか。

# まとめ

## 美容医療と倫理

- ・ これまで生命倫理においては比較的マージナルな領域だった美容医療の問題について、先行研究を参照して論点整理を行った
- ・ 概念的問題として、美容医療とそれ以外を区別する定義の問題、美容医療をエンハンスメントと理解するのがよいかについて検討した
- ・ 制度的問題として、自由診療の問題、一般社団法人の問題の検討を通じて、ビジネス倫理・専門職倫理の問題があることを示唆した
- ・ 倫理的議論として、擁護論(美しさの議論、自己決定の議論)、反対論(非本来性・不自然さの議論、差別強化の議論)に整理して、議論の整理を行った
- ・ 他の倫理的議論としては、美容に関する医療化の進行(谷本2018:68-69)をどう評価するか、(女性が主な受け手であるという)ジェンダーの問題などがあるが、別の機会に検討したい

# 引用文献

## 本テーマにとくに重要な文献には★を付けた

- ・ アビゲイル・シュライアー(2024).『トランスジェンダーになりたい少女たち：SNS・学校・医療が煽る流行の悲劇』。村山美雪、高橋知子、寺尾まち子共訳。産経新聞出版。
- ・ 飯塚理恵(2021).「エンハンスメントとしての美の実践(特集 ルッキズムを考える)」『現代思想』49, 13, pp. 200-208.
- ・ ★飯塚理恵(2022).「美容実践と幸福」『国際哲学研究』11, pp. 123-136.
- ・ 奥野満理子(2021).「差別と侮辱：ルッキズムとメタ倫理学」『現代思想』49, 13, pp. 157-170.
- ・ 加藤尚武(1997).『現代倫理学入門』。講談社。
- ・ ★ク口現(2024).「追跡"自由診療ビジネス"の間 相次ぐ美容・健康トラブルの深層」NHK『クローズアップ現代』[テレビ]. (2024年5月29日放送)
- ・ ★川添裕子(2013).『美容整形と「普通のわたし」』。青弓社。
- ・ ★厚生労働省(2024).「第1回美容医療の適切な実施に関する検討会：美容医療の適切な実施に関する検討会. <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001279255.pdf>. (2024年9月6日).
- ・ ★佐藤岳詩(2021).『心とからだの倫理学』。筑摩書房。
- ・ ★谷本奈穂(2018).『美容整形というコミュニケーション：社会規範と自己満足を超えて』。共栄書房。
- ・ ★谷本奈穂(2019).『美容整形と化粧の社会学：プラスチックな身体』。新曜社。(初版は2008年発行)
- ・ 森功次(2021).「美的なものなぜ美的に良いのか：美的価値をめぐる快楽主義とその敵」『現代思想』49, 1, pp. 86-100.
- ・ ★NCB (2017). Cosmetic Procedures: Ethical Issues. Nuffield Council on Bioethics.